

平成29年第3回川南町議会定例会(6月)会議録(最終日)

平成29年6月19日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成29年6月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第34号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第35号 町道路線の廃止について
- 日程第3 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第37号 平成29年度川南町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 発議第 3号 川南町湿原植物群落保護条例の制定について
- 日程第6 発議第 4号 学校再編調査特別委員会の名称変更について
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 莊八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 昭彦 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

- 議長（川上 昇君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

.....
午前10時50分再開

- 議長（川上 昇君） 会議を再開します。
休憩前に引き続き会議を続行します。
産業推進課長より発言の申し出がありますので、これを許します。
- 産業推進課長（山本 博君） 先週の本会議で、答弁した中におきまして2カ所訂正をさせていただきます。まず、中村議員の一般質問で、産業振興審議会と答弁をしましたが、産業振興協議会に訂正をさせていただきます。次に徳弘議員の議案質疑におきまして、JA等と申しましたが、全国の花弁市場に訂正をさせていただきます。申し訳ありません。よろしく願いいたします。
- 議長（川上 昇君） 日程第1、議案第34号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長に報告を求めます。
- 総務厚生常任委員長（徳弘 美津子君） 議案第34号川南町国民健康保険税条例の一部改正について。総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。税務課課長、町民健康課課長、以下担当職員の説明を受けました。条例改正では課税方式がこれまで固定資産の二重課税と言われていた資産割課税が削除されます。この資産割課税方式では、例えば、他の市町村に資産を保有している場合、国保の資産割部分が把握できず、課税対象にならないことで平等性に欠けておりました。また最近では国保課税対象に資産割課税を採用しない自治体も増えてきています。国保税は医療費分、支援分、介護分と三段階で計算され、まず、それぞれにおいて所得割額、均等割額、世帯平等割額が増減されておりますが、すべての資産割課税は0（ゼロ）となり、それらを積み上げた保険税は、最高限度にならない限りは、中間層の国保世帯での国保税は減額となります。税務課の試算では一人あたりの減額は1万2000円弱になるとのことです。まず、引下げに至った経緯として様々な要因があります。まず、一人あたりの医療費は高齢化に伴い増加現象にはありますが、被保険者が平成26年度より年間300人程の減少傾向にあります。（平成26

年度6,325人、平成27年度6,032人、平成28年度5,684人、平成29年度見込み5,379人）。今後団塊の世代が現在の国保から後期高齢者医療に移行することでさらに被保険者は大幅に減る傾向にあります。平成21年度に税率を上げたことや徴収率の向上などで、平成20年度の基金の危機的な状況から、平成28年度の見込では繰越金2億5629万円（平成20年度当時は4977万円）でした。基金残高4億819万円（平成20年度は80万円）となることが予想されます。平成30年度に国民健康保険制度は広域での取扱いになることから、「一旦引き下げた税率が上がることはないか。」との質問では12月に正式に必要な額が上がってくるが大方の試算では、今回の条例改正による課税でいけるのではないかと、万が一不足する事態が生じても繰越金や基金での対応で出来ると考えているとの答弁でした。税込7000万円の減額と試算されていますが、国民健康保険税特別会計で補正が出されなかったことへの質問では、歳入での国保税減額7000万円を計上した場合、歳出として給付費を減額することも不可能であること。また歳入として基金を減額することは国保基金の本来の基金目的、「基金は急な医療費が発生した場合に取り崩す」とありますので、そぐわないことなど補正予算を組むことが出来なかったとの答弁でした。以上、審査の結果、総務厚生常任委員会では原案どおり全員賛成で可決となりました。以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

議案第34号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第34号、川南町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成討論を行います。国民健康保険法は、その1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。私は、これまで予算、決算、議会や一般質問で、多くの町民の声は「国保料の負担軽減」だと訴えてきました。高すぎる国保税を引き下げ、将来にわたっての保険料高騰を抑えていくには、国庫負担割合を引き上げ、国保の財政構造を変えることが緊急の課題だという点で、国に対して国庫支出金の割合は、1980年度57.5%が2009年度には24.7%にまで減少していますので、この国庫負担水準を元に戻すように要請してほしいこと。宮崎県に対しても、市町村国保への独自の支出金を要請することを求めて、今議会提案の、条例の一部改正について、資産割をなくして、国保税を引き下げる提案に賛成します。以上、賛成討論と

致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第34号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員が起立であります。

従って、議案第34号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第35号町道路線の廃止について、日程第3、議案第36号町道路線の認定について、以上2議案を一括議題とします。

本2議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） それでは、議案第35号町道路線の廃止について、議案第36号町道路線の認定について報告いたします。議案第35号町道路線の廃止については、4月に普通財産に戻した牧場用地を一体的に貸付けることにより709号村上牧場線の路線の目的が変わるため廃止するものです。次に議案第36号町道路線の認定については、廃止を提案している709号村上牧場線について路線名を変更し、一部町道路線として認定するものです。路線は524mあり、町道路線として認定する部分の長さは110mであります。質疑では「一度廃止して再度町道に認定するものなのか。」との問いに、「路線は一体的なものであり、全線を一度廃止し、それから一部を認定する手法をとっている。」との説明がありました。審査の結果、異議もなく全員賛成で可決しました。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第35号町道路線の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第35号町道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号町道路線の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第36号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（徳弘 美津子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。議案第37号、平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）では、今回の補正予算は総務課のみの審査となり同課長ほか担当職員の説明を受けました。議案質疑でもありましたが、歳出の総務費の地域経済応援ポイント101万円についての説明では、これは、最近クレジットカード決済での消費が増え、カードに貯まっているポイントを地方の消費に回す事を目的としたものです。マイナンバーを使い「ふるさとチョイス」の中にある「名物チョイス」で各地域の商品をカードに貯まったポイントで買うものです。このサイトに対する取扱手数料は発生しません。流れとしてはAさんが持っているカードに貯まっている1万ポイント、これは1ポイント1円と換算して1万

円分になりますが、それを使って、名物チョイスにある川南のB社の商品を選んでもらうと、一旦川南町の口座に委託を受けた会社から1万円、Aさんのポイントのカード会社が委託を受けた会社にポイント分の金額を振り込みます。それをAさんが選んだB社に商品の発注をしてB社から発送し、川南町がB社に1万円を振り込む、となります。それらの事から、歳入の雑入101万円は歳出の発生と同額が計上となります。これはふるさと納税でのリピーターの受け皿やマイナンバーの活用を促すことも目的となると考えられます。同じく総務費の住みやすい町づくりの講師謝金95万6000円については、夏休みに大学生を講師に迎え中学3年生等を対象に募集し、勉強を指導するものです。講師の対象者は、町内から大学に行った学生です。募集方法としては「お知らせかわみなみ」やSNS、また町内出身の大学生が同じ大学生を誘うことも想定されるとありました。夏休み約10日間ドームの会議室での学習を考えています。委員会の意見では学校や教育委員会との連携をとってほしいとありました。講師については里帰りの目的に合わせて希望者が出るのではないかとの意見もありました。ガイドブック作成業務委託270万円については、様々な課にまたがった子育て支援策をB5版20ページで2,000部、折りたたみのリーフレットを1,000部、これは母子手帳交付時に渡す物を作成するものです。以上、討論はなく採決の結果、賛成多数で可決です。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、歳出の主なものの報告を致します。まず、6款1項3目農業振興費19節、強い農業づくり交付金事業補助金は、国の事業を活用しビニールハウス7棟を整備する補助金で、3名のユリ農家が取組むものです。次に6款1項6目畜産業費19節、地域農業サポート体制支援事業補助金250万円は、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業を活用した給水引き込み工事に対する補助金です。質疑では「28年度も実施したと思うが実績は。」との質問に、「28年度の実績は11件で97万6000円であった。」との説明。また渇水時に畑かん利用者の不利益につながらないように十分に気を付けてもらいたいとの意見がありました。次に7款1項2目15節工事請負費、工場建設工事用道路工事696万6000円は、企業誘致しました工場建設のための進入道路工事分であります。これは5月臨時議会において反対多数で否決された議案であり、特に慎重なる審査が必要と考え、担当課であります産業推進課に加え建設課の出席のもと審査いたしました。まず、現場視察では設計位置図を用いて実際の工事が行われる歩道を確認。その後の委員会室での審査も建設課同席のもと行いました。質疑では、「5月臨時会での提出予算から減額になっているが、前回の700万円と今回の696万6000円の積算根拠は同じか。」との質問に、「同じ内容であるが、今回は土砂の運搬と整地での費用で減額が見込まれるため。」との説明がありました。また「歩道や植栽、横断歩道の設置の有無など最終的にはどのような形になるか示されているのか。」との質問には、「誘致企業と土木事務所で開発行為として協議している段階であり、産業推進課でも情報を取り寄せる

ようにしている。」と説明がありました。議案質疑でもありました「道路工事の土木事務所への申請手続きの後に予算を上げるべきでは。」との再度の質問には、「今までにも土木事務所と道路工事については協議をしている。予算を先に提案することについては問題ないと思う。」との説明でありました。現場は通学路であり工期も長期間のため、砂利や埃を撒き散らかさない事と児童の通学の安全面には十分配慮するよう意見がありました。次に8款2項3目15節尾鈴大橋補修工事は早期に補修が必要な橋のクッションになるゴムパッキンの取替えと道路表面の防水作業と舗装などを行うものです。工事は2カ年計画で、今年度は4409万8000円の事業であるが、来年度の予算がつけば残りの工事を行い補修作業が完了する。全体工事費は5600万円。また今回の事業主体は川南町で、工事請負費から国庫支出金を差し引いた残りの2分の1を実績がでしだい、都農町に請求を行うとの説明でした。「今回はどこまでの工事が行われるのか。」という質問には、「橋の長さが82mあるが、今回は60m分の工事を予定している。」との説明でした。次に、10款2目1節15節屋内運動場床塗装改修工事650万円は、川南小、通山小、多賀小の屋内運動場の床塗装改修工事を行うものです。それぞれ現場にて状況を確認しました。特に審査の結果、議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）については異議なく全員賛成で可決しました。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 三点ほど伺いますが、まず、この地域農業サポート体制支援事業の補助金であります。担当課の話では県の畜産振興目的の補助事業を活用し、畜産用水給水施設整備費を補助するものというようなことでありましたが、この、しかしながらですね、川南町は尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を設置し、第6条で給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の全額負担とする。と定め受益者の意志の遺憾にかかわらず、強制力を持って権利を制限し義務を課しています、これはこの補助事業に関する法律法令等があった場合は、町の条例が法律やら法令に違反したものと考えられますが、条例が法律に違反した場合はその条例は無効と解されますが、まあ、その場合この給水設置は、出来ないのではないかなと思うんですが、この条例が法律に違反しとる場合はですよ。条例そのものが無効になるから給水設置条例も無効になるとは思います。そこ辺について伺います。それから、そういう法律のもとじゃねえして、県の補助要綱などで補助するものであった場合はですね、その事業にそぐわない条例と思われるので、事業に沿った条例を改正するのが妥当だと思うわけですが、そこ辺の審査、まあこの法律法令の有無を伺いたい。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） ただ今の児玉議員の質問に対してですが、委員会の中でもですね、この給水設置者に対して補助を行うという事が、給水条例のですね全額負担の分で条例に違反するのではと、いう話も出ました。その中では、給水設置者が事業をす

る際に要する費用の分を、この補助事業、地域農業サポート体制支援事業を活用して補助をするということ。ひいてはその、川南町がその設置に対しては費用負担しないと、いう部分において条例は見直しの必要が無いのではという委員会としての審査結果であります。以上です。（「その上位法には違反しないのかという質問じゃったけんどん。」と発言する者あり）

失礼しました。上位法に違反してるかどうかということですが、その上位法をですね、その委員会の中で執行部に対して質問と資料の提出を要請したという事がですね、ありませんで、その部分に対しての議論に対してはですね、委員会の中では行われておりません。

○議員（児玉 助壽君） この企業誘致推進のこの工事建設工事用道路工事費は、5月臨時議会において道路法第24条で定める、県の道路管理者以外が行う工事の承認に関する事務処理が行われとらんで、県知事の許認可が降りなかったの、それを理由に否決されたわけですが。今回、委員会の資料を提出されておりましたが、これは道路法24条に定める、この県の承認に関する事務処理についての、道路法24条の要件を満たしたもののなのか。これが、その許認可、許認可があるのか。無かった場合はこら法律違反になるわけじゃけんどん、その、法律違反のこのこういう認めることに異議が無いというのが、どうも合点がいかんわけじゃがよ。これの基となる許認可の確認をしたいので呈してもらいたい。この次のもう一つ、尾鈴大橋補修工事費についてですが、本町が事業主体となり都農町とで、合同実施する事業であります。この予算書を見るとですね、まあ担当課長は都農町の負担割、負担額を、質疑の中で答弁をしようとしたわけですが、そういうことになると負担額、負担割が決まると、確定しとるわけですから、当然歳入見込額を予測しえるわけですが。にも拘らずですね、この予算書に計上してありません。これは総計予算主義の原則、地方自治法第210条に違反していると思われませんが、ということはですね、この違反した、これを認めた場合は、あの、文教教育産業常任委員会ですか、文教産業常任委員会ですか、異議なくあの賛成ちょうことは、これを認めるということになるわけですが、そうなった場合ですね、この単一予算主義の原則上、この平成29年度のすべての予算を不適切な会計処理で執行することになるわけですが、そういう風にならんのか、なるのか、伺いたい。そのこれを見るとですね、昨年度末に決議をしたわけですが。法令を遵守して、あ、これですね、平成28年11月8日付けの議会監査請求に基づき、監査委員の審査を経て出された報告書の内容を精査した結果、平成27年度に実施した川南町運動公園弓道場雨天対応設備工事（撤去作業等を含む）の事業等に関し、法令に違反した不適切な事務処理の実態が明らかとなった。こうした事態が発生したことは甚だ遺憾と言わざるを得ない。よって、本町議会は、町に対し、再びこのような事態が生じることのないよう、法令を順守し徹底した再発防止策を講じるとともに、事務取扱い及び予算の執行の適正化に万全を期すことを強く求めるものであると、いう風に決議しとるわけですが。これは今の、このチキンフーズの関係もおそらくあの、担当課長の説明

のようじゃったら、県の許認可を受けんでん、予算は計上されると言いよったけどん、この道路法 24 条に基づく許認可証がない限り法律に違反したことになる訳ですから。こっこの、なんですかこの、尾鈴大橋の件もこの 210 条ですね、総計予算主義の原則の、この「一会計年度における一切の収入及び支出はすべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」に完全に違反しとるわけですから。これは、この決議書、川南町議会が出した決議、この決議の文言は、議会の意思なわけですから、これを認めることは意思に反しないのですか。その法律に違反しとるか違反しとらんか、この 2 つの案件について伺います。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） ただ今の御質問ですが、先のそのチキンフーズの進入道路の予算の部分と、許認可の件なんです。委員会としましては、先ほど報告で述べさせていただきましたとおり、委員会の中でもですね、その点についての質問等を行いました。その中での委員会としての判断としてはですね、その前に許可を既に得ているのかという事に対しましては、まだ申請許可を受けてはいないという事でありますので、その許認可証に関しては確認をもちろんすることができておりません。その予算を上げる中で、その第 24 条申請が行われない中で、そこの許可が出ない中での予算を上げることに對しての、法律、法令違反かどうかという件に対しましては、執行部の中の資料もあつたんですが、地方自治法の第 222 条ということを示していただき、その中に当初予算を編成する時点で、執行するかどうか完全に決定していないとしても、一定の見通しの基に需要を見込んでその経費を上乗せした予算計上することについては、何ら問題はない、という部分があります。委員会におきましては先ほど申しました質問と、この第 222 条の取扱いの説明の中では、委員会としましては法律に違反するものではないという判断でございます。そして、仮に予算がついてない中で、許認可を申請して許可を得るという事についての方が議会に対しての承認もなく議会軽視ではないのかという、いった意見もございました。次の尾鈴大橋の改修工事の都農町の負担分が計上されていない部分での、法令に関する質問であります。委員会としまして確認した部分についてはですね、先ほども申したとおり、事業費から国庫補助金を差し引いた負担分、この部分の半分が都農町の負担になるわけですが、そこの部分の質問はですね、委員会の中でもありました。執行部の説明ではですね、都農町、実績が出次第、都農町に請求を行うということと、じゃあ、その請求を行うっていうことが単年度の中で行うのか、いつなのかという事に対しては、12 月の議会、12 月頃になるのではないかという説明でございました。そして、その法令に違反しているのではないか、という部分においての委員会としての意見は、同じですね第 210 条、総計予算主義の原則の中で、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないという部分にある、一会計年度における、という事に対しましては、予算が都農町の負担分は都農町もそこに対しては議会の議決が必要になるという部分と、後程の予算の計上の中で財源構成を行って、都農町の負担部分が計上されるというその部分が一会計年度に行われるという部

分においては、委員会の中での見解としては法令に違反するものではないのではないかと
いう委員会としての見解でございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） どういう風に違反しとるかという案じゃけんどんよ。このチキン
フーズの件でん。大体、議会を軽視しとるといって、これが議会を軽視しとるこっちゃわ。
許認可ももろとらんとん、予算を上ぐつとが。これは5月かい1カ月期間があるわけじゃが
ね、1カ月もあって、許認可を取らんで予算を出すっていうことは職務怠慢を助長すること
になるじゃねえですか。違いますか。法律に違反した上に職務怠慢を助長させてかい、何を
言いよつとですか。一会計年度に、あの、誤解しとるが、この歳入歳出は、この補正予算の
中で処理していかないといかんとですよ、差額を次の議会とかで相殺することはできんとで
すよ。先ほども言うたじゃないですか、都合のええごつ法律解釈しよつたらよ、それが正し
いか正しくねえかよ、県の方に議長、聞いてください。そんげなええかげんな解釈でよ、し
よつたらよ、乱費を招いたりよ、不適切な会計処理をしたり、もう現実におきとるじゃない
ですか。この前の場合は、法律に違反しとるとか、そういう都市計画法、建築基準法それに
違反しとるとがわからんかったかい、そういう事件が起きたっちゃけんどんよ、今回の場合
は法律違反が明確に指摘される中でよ、こういうことしたらいかんと思うけんどんね。その
ために、この決議書を出したちゃろ。決議の意味がわからんじゃないですか、これじゃつた
ら。この都合のいいように執行部の言うとおりにしよつたらよ。執行部の言うことを審査する
とが委員会の仕事じゃねえですか。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） ただ今の御質問ですが、委員会としてですね、執
行部側が出された議案に対しての部分での議員の御指摘に対してはですね、審査が足りな
かったのではないかと、目線が足りなかったのではないかとこの事に対しましては、委員会をま
とめる委員長としての議論の問題ということで甘んじて受けたいと思いますが、決してです
ね、良いように法令を解釈して執行部の議案を採決したという事は決してありませんで、
我々もですね、しっかりと目線で決議書を以前出した以上、しっかりと視点を持つ
てですね、委員会に審査に対して臨んだという事は申し伝えておきますが、先ほど言いま
したように、そういった目線、技量と言う部分に対しては、無かったとことに対しては甘んじ
て受けおかなければならないと思います。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 私は、この6款1項6目畜産費19節の、じゃなかったごめんな
さい、次の川南町尾鈴地区畜産用水管理事業を活用した給水引き込み工事に対する補助金と
いう所ですね、28年度と29年度の平等性っていうのは、町の条例に基づいてあるんでし
ょうか。如何ですか。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 委員会の中でですね、先ほど申しましたとおり、
28年度の実績という事は執行部に対して確認を致しました。11件の工事が行われたという事

で97万6000円ということでありました。今年度のこの事業活用することと、昨年度の活用する方と、昨年度の事業、その工事を行った方に対しての平等性という事の質問ですが、そういった部分のですね、委員会の中での質問質疑という事はございませんでした。以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場に立ち討論いたします。その理由について三点申し述べます。まず一点目、地域農業サポート体制支援事業補助金は、県の畜産振興目的の補助事業を活用し、畜産用水給水施設設置費を補助するものであり、これにより給水栓の開栓率をアップさせ町が助成する尾鈴土地改良区に対する運営補助金拠出を抑止することが期待され、一定の評価はされますが、しかしながら川南町は、尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を設置し、第6条で給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をするものの全額負担をすると定め、受益者の意志の如何に関わらず強制力を持って権利を制限し義務を課している。これは、補助事業にそぐわない条例と解されます。従って、条例改正し補助金を交付するのが望ましいと思われれます。また、補助事業を乱用すれば給水量が増加し貯水絶対量に影響を与え慢性的な水不足が予測されるので乱用を控えるべきであり、それを防止する条例整備が必要と思われれる。二点目、企業誘致推進の工事建設工事用道路工事費は、5月臨時議会において、道路法第24条で定める、県の道路管理者以外が行う工事の承認に関する事務処理についての、承認図書作成前に行う十分な打ち合わせが完了していないために、県の許認可を得ていないことが判明し、利用者の安心安全の担保と工事費の積算根拠の不明な点が明確になり、否決された案件であります。にも関わらず、県の許認可を得ないまま、積算根拠のない3万4000円を減額し、再度提案した、議会を愚弄した職務怠慢を絵に書いたような道路法24条に違反した予算であり看過できません。三点目、尾鈴大橋補修工事費については、本町が事業主体となり、都農町と合同で実施する事業であります。都農町の負担割が確定しており、負担額即ち歳入見込額を予測し得るにも関わらず、歳入見込み額が予算に計上されていません。従って、原案は総計予算主義の原則、地方自治法第210条に違反したものであります。以上2つの違法行為を看過できない事を表明し、原案を再議に付することを強く求めるものである。何故なら川南町議会は、平成27年度に実施した、川南町運動公園弓道場雨天対応設備建設（撤去作業作業等含む）の事務等に関し、法令に違反した不適切な事務処理の実態が明確になった為、平成29年3月議会において、適正な事務取扱い及び予算執行を求める決議を行い、

町に対し、法令を順守し事務取扱い及び予算執行の適正化に万全を期すことを強く求めたばかりである。これは、予算が少なくとも公金と言われる以上、法令に違反した予算は認められないからであります。決議文言が、我が議会の意思であり、それを尊重し、身をもって示すのが、我々に与えられた使命であります。従って、原案に反対し、皆様の賛同を求め討論を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（竹本 修君） 議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論を行います。議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）において、議論となりました歳出の7款1項2目15節工事請負費696万6000円であります。この予算の目的は、平成29年第2回川南町議会臨時会において、承認しました企業誘致の準備地に対し進入道路として、公道から建設地までの費用について町が負担するものであります。企業の誘致にあたっては、地元であります通山地区、通山小学校等と関係者の皆さんへの説明等が行われ一定の理解のもとに設置が進んでいる今日の状態だろうと思われまます。このような状況の中で、この度の公道からの進入道路に対し、町負担とすることについては、地域の意見として近くに小学校があり、登下校に、交通量の増大により子どもへの危険の度合いが高くなり考慮すべきとの話があることに対しても、町が設置することにより、児童への配慮が生まれるのではないのでしょうか。設置するにあたっては、十二分に会社側にも相談することができると思いますが、そのこと以上に配慮を望むものです。また学校、地域の皆さんの声も活かせることが可能であります。また一方では、こうした誘致企業に対応することが、川南町の一番の課題であります人口対策への一翼を担うものと思われまます。次に8款2項3目15節工事請負費4409万8000円についてであります。このことは道路環境保全整備をするもので、対象工事は、広域農道として、県が管理していた道路を平成2年に町道と認定され管理しています尾鈴大橋を保全整備するものです。この大橋の中央が都農町との境であるため、川南町が窓口になり工事を行うものです。工事内容については、大橋の支承、橋桁と橋桁を支える部分取り換えなどでありまます。全体の工事費が5600万円であるが、今年4409万8000円で確定しているため、残りは次年度で行うものです。年度事業確定の時点で都農町には請求しまます。今回の工事は、事務の簡素化を考えると当然のように思われまます。これからの災害等を考慮すると必然的に日常の管理体制も両町にとって配慮される工事であることを踏まえて、この議案に賛成するものです。以上で、議案第37号についての賛成討論を終わります。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終ります。

これから議案第37号について、採決しまます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、発議第3号川南湿原植物群落保護条例の制定についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（児玉 助壽君） 提案理由を述べさせていただきます。川南湿原植物群落保護条例についての提案理由であります。国指定天然記念物川南湿原植物群落（以下、湿原という。）は、尾鈴山系からの豊かな湧水をもとに、希少植物を含む湿原植物からなる多種多様な植物で形成されている。湿原は町民一人ひとりの郷土愛、自然を愛する心を育てる貴重な財産であり、次世代に継承していく必要がある。しかし、生活様式の多様化に伴う湿原の環境変化は、湿原保存の脅威となることが危惧される。将来に悔恨を残さないためには、湿原の環境保全を推進する施策の構築が必要である。私たちは、その重大な責務を認識し、川南町民の英知と総力を結集することを宣言し、ここに本条例を提案するものです。

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

発議第3号川南湿原植物群落保護条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第3号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員が賛成であります。失礼しました。全員が起立であります。

従って、発議第3号川南湿原植物群落保護条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第4号学校再編調査特別委員会の名称変更についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（徳弘 美津子君） 発議第4号人口問題対策調査特別委員会の設置について。平成28年9月15日発議第4号により設置した「学校再編調査特別委員会」については町が行った座談会に出席し、説明を聞くとともに、勉強会及び昨年10月27日に特別委員会を開催するなど調査、検討を行い協議を重ねてきました。その結果、学校再編については、児童数の減少、学校区範囲及び当該人口数や施設の老朽化などの原因があることを確認しました。特に、学校の統廃合については、本町における少子化及び人口減少が大きな要因であり、その問題について調査、研究を行うことが喫緊の課題であるとの結論に達しました。そのため、学校再編のみに調査、研究を限定することなく、川南町における、人口問題について総合的に調査研究を行うため、「学校再編調査特別委員会」については、名称を変更し「人口問題対策調査特別委員会」とすることを提案いたします。

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

発議第4号学校再編調査特別委員会の名称変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第4号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、すなわち「学校再編調査特別委員会」の名称を変更して「人口問題対策調査特別委員会」とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第4号学校再編調査特別委員会の名称変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第8、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成29年第3回川南町議会定例会を閉会します。

午前11時54分閉会
